

国保加入者への軽減施策について

大阪府能勢町 町議会議員 中西 顕治

実現までの道のり
基金・繰越金の性格の確認

○財政的背景
国保会計の基金繰越総額について

2011(H23)年 決算
実質収支 1億7700万円
基金残高 1億5000万円
基金繰越総額 3億2700万円
国民健康保険税 収入済額 3億4900万円

2017(H29)年 決算
実質収支 2億4600万円
基金残高 1億5000万円
基金繰越総額 3億9600万円
国民健康保険税 収入済額 3億1200万円

2023(R5)年 決算
実質収支 1億0600万円
基金残高 1億3500万円
基金繰越総額 2億4100万円
国民健康保険税 収入済額 2億8800万円

○統一国保への流れ
大阪府では2024年から全国に先駆けてどの自治体でも同じ料率が課せられる統一方式となりました。

統一化に向けて2018年から6年間の移行期間が設けられ、各自治体で府の示す標準料率にすぐに合わせる自治体もあれば、徐々に漸近していくように設定する自治体もありと対応はばらばらでしたが、2024年からはすべての自治体が府の示す標準料率に合わせることでされています。
能勢町では6年間で標準料率に漸近させる手法を採用し、幾分か繰越金を当てて、標準料率よりも低い率で設定していました。

自治体の国保条例や税条例で料率が設定されていたものが、2024年度からは国保条例内に「府が算定し通知する市町村標準保険料率」を無条件に使うことにされてしまいました。

①能勢町で実施している健康増進事業について

その中で、能勢町では料率こそ標準料率に合わせたものの、健康増進事業として2024年度では被保険者一人に1万5千円を直接支給する事業を行っています。

- ・2021(令和3)年から実施
- ・2022年 議会質問で、コロナの影響に加え物価高騰が住民を苦しめている。基金にまだ、余裕があるのだから増額を検討せよと要望を出し、5000円の増額が実現した。
- ・2023年 1万5千円に増額
- ・2024年 継続実施

均等割りの引き下げという見方もできますが、実はそれよりもかなり優しい制度になっています。
被保険者であれば分け隔てなく、7割、5割、2割軽減の方にも、滞納があっても1人1万5千円が指定口座に支給されます。

②健康増進事業の実施に至る議論

2017（平成29）年決算時点で基金・繰越金が4億円弱も積まれており、単年であれば、保険料を徴収しなくても運営できるような貯めこみ一辺倒の国保運営が行われてきていました。
統一化の議論以前から基金の使い道について議会で追及し、保険料の引き上げを抑制させてきた経緯があります。

議論のなかで統一化以降の基金の使い道を問いただし、健康増進事業に活用することは可能であるということであったので、事業の具体化を求め続けてきました。

2020年1月に国内で確認された新型コロナウイルスが町内でも蔓延し、学級閉鎖、事業所閉鎖など住民の生活は混乱を極めました。
担当課はコロナ感染症への対応として、介護事業所や診療所等へ消毒液・マスク等の支給をはじめました。
そこで、今こそ国保被保険者への健康増進事業の構築が求められていると担当課に申入れを行いました。担当課は消毒液・マスク等の支給も考えたが、品薄で入手困難ということもあり、現金の支給を決定し、事業実施に至ったのです。

③課題や問題点など

今日までの担当課へのヒアリングから2025年度には、この事業は継続されないと思われる。

2024年度予算説明時にこの事業は2024年度で一区切りするとの説明があったことは確かです、府からの助言（？）によるものではないと担当課から聞いています。

⑥ その他

社会保険大改正が国保を崩壊させるかも。
2022年10月に社会保険加入義務枠が拡大され、さらに
2024年10月に社会保険加入義務枠が拡大されることが決定されている。
現状雇用者100人未満の事業所では加入義務はないが、これが50人に変更されます。

労働者の立場からすれば社保完備の会社が増えることは望ましいことかもしれませんが。しかし、小規模事業所経営者に社会保険の事業者負担はかなり大きなものになることは想像に難くありません。
しかも社会保険の徴収は税徴収などと比べてもかなり厳しいといわれています。滞納差し押さえから社保倒産などという言葉も聞き及ぶ物騒な時代になってしまいました。

この加入義務がさらに拡大され、6人以上なら強制加入であるとか、フリーランスにも社保に入らせるために人数制限を撤廃するという議論もされているようです。

この結果、国保の加入者が減ることが予想されます。
実際に2022年10月から500人未満が100人未満と加入義務範囲が拡大された影響で国保の担

税能力のある方が社保へ移行し、国保の加入者は減り、会計がかなり歪んできています。その結果保険料が目も当てられないほど高額になっています。これが2024年10月に50人未満になり歪みはさらに拡大されます。さらに人数制限を無くし自営業者やフリーランスまで社保加入を義務化する方向で議論が進んでいると聞きます。そうなれば、国保の被保険者は無職、年金受給者など、ほとんど担税能力のない層が占めることになり、今の仕組みのままであれば、保険料は今の数倍になるのではないかと危ぶんでいます。

年金生活者や、無職の方にも適切な医療を保証するために公費負担率の大幅拡大など、国保制度を抜本的に見直す必要があるということを提起して報告とさせていただきます。

令和3年度能勢町新型コロナウイルス感染症予防対策等支援金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、能勢町国民健康保険条例（昭和34年5月1日条例第48号）第10条第1項第5号に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、国民健康保険被保険者の健康の保持増進、感染症予防対策として実施する、新型コロナウイルス感染症予防対策等支援金支給事業について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 予防対策等支援金 前条の目的を達するために、能勢町（以下「町」という。）によって支給される支援金をいう。

(2) 支給対象者 令和3年6月1日（以下「基準日」という。）に能勢町国民健康保険の資格を有する者（以下「被保険者」という。）が属する世帯の世帯主をいう。

(予防対策等支援金の支給)

第3条 町は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、予防対策等支援金を支給する。

(支給額)

第4条 前条の規定により支給対象者に対して支給する支援金の金額は、被保険者1人につき10,000円とし世帯単位で支給する。

(申請受付開始日及び申請期限)

第5条 予防対策等支援金に係る町の申請受付開始日は、町から支給対象者あてに郵送する別紙様式第1号の申請書（以下「申請書」という。）の到着日からとする。

2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、令和4年3月31日とする。

(申請及び支給の方式)

第6条 予防対策等支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、申請書により世帯ごとに申請を行う。

2 申請者による申請及び町による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる支給方式は、申請者が金融機関に口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していること、その他第1号又は第2号による支給が困難な場合に限り行う。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により町に提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書を町の窓口に提出し、町が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式

(3) 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は町の窓口において町に提

出し、町が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式

- 3 能勢町長（以下「町長」という。）は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出又は提示を求めること等により、当該申請者の本人確認を行う。

（代理による申請）

第7条 申請者に代わり、代理人として前条の規定による申請を行うことができる者は、原則として次に掲げる者に限る。

(1) 基準日時点での申請者の属する世帯の世帯構成者

(2) 法定代理人(親権者、未成年後見人、成年後見人、代理権付与の審判がなされた保佐人及び代理権付与の審判がなされた補助人)

(3) 親族その他の平素から申請者本人の身の回りの世話をしている者等で町長が特に認める者

2 代理人が予防対策等支援金の支給の申請をするときは、当該代理人は申請書に加え、原則として委任状(申請書の委任欄への記載を含む。)を提出する。また、この場合、町長は、公的身分証明書の写し等の提出又は提示を求めること等により、代理人が当該代理人本人であることを確認する。

3 町長は、代理人が第1項第1号の者にあつては、住民基本台帳により、また、同項第2号及び第3号の者にあつては、町長が別に定める方法により、代理権を確認するものとする。

（支給の決定）

第8条 町長は、第6条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し予防対策等支援金を支給する。

（申請が行われなかった場合等の取扱い）

第9条 支給対象者から第5条第2項の申請期限までに第6条第1項の申請が行われなかった場合、当該支給対象者が予防対策等支援金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 町長が第8条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、町長が確認等に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

（不当利得の返還）

第10条 予防対策等支援金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者は、予防対策等支援金の返還を自ら申し出なければならない。

（受給権の譲渡又は担保の禁止）

第11条 予防対策等支援金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはな

らない。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年5月8日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。

令和3年6月

〒000-0000

様

505639-106

能勢町総務部住民課

新型コロナウイルス感染症予防対策等支援金（健康増進支援金）

の支給申請手続きについて

平素は本町の国民健康保険制度の運営に多大なるご理解をいただき誠にありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症対策（健康の保持増進、感染症予防等）の一環としまして、本町の国民健康保険では基金を活用し被保険者1人当たり1万円の給付を行うこととしました。つきましては、同封の「新型コロナウイルス感染症予防対策等支援金（健康増進支援金）申請書」に必要事項を記入の上、返信用封筒にてご返送ください。

なお、申請にあたりましては同封の記入例をよくお読みの上、記入漏れがないようご注意ください。また、窓口の混雑を避ける観点から郵送での申請にご協力をお願いします。

同封している物

- ・新型コロナウイルス感染症予防対策等支援金の支給申請手続きについて（この通知文）
- ・新型コロナウイルス感染症予防対策等支援金申請書
- ・新型コロナウイルス感染症予防対策等支援金申請書（記入例）
- ・よくある質問
- ・返信用封筒

給付金の対象者かどうかや、申請書の記入方法についてご不明な点がございましたら、下記問い合わせ先までご連絡ください。

問合せ先

能勢町役場 住民課 保険医療担当

電話(直通) 072-731-3202

新型コロナウイルス感染症予防対策等支援金(健康増進支援金)申請書



申請日	令和 年 月 日
能勢町長 殿	

○ 世帯主(申請・受給者)

フリガナ 氏名	現住所	保険証番号
フリガナ		
氏名		
	電話番号 ()	

○住所・日中連絡の取れる電話番号をご記入ください

○ 給付対象者

	氏名	生年月日
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
合計金額		

※氏名・生年月日の誤りや、基準日以降の資格異動により給付対象者に変更がある場合は朱書きにてご訂正ください。

○ 受取方法

希望される受け取り方法にチェックを付けてください。

口座振込

※通帳番号の記載誤りがないか再度ご確認ください。通帳番号の記載誤りがあると、給付が遅れることがあります。

金融機関名	支店名	分類	口座番号				(フリガナ)	
			(右詰めでお書きください。)				口座名義	
	支店コード	1.普通 2.当座						

◆口座名義人が世帯主以外の場合は、委任状欄に記入してください。

委任状	
私は、新型コロナウイルス感染症予防対策等支援金の受領を上記口座名義人欄記載の者に委任します。	
令和 年 月 日	
住所	_____
氏名	_____

現金受け取り

新型コロナウイルス感染症予防対策等支援金を現金により受領しました。

令和 年 月 日

氏名 _____ 印

新型コロナウイルス感染症予防対策等支援金(健康増進支援金)申請書(記入例)

申請日	令和〇年×月△日
能勢町長 殿	

世帯主のふりがな・住所・連絡先(送付先が世帯主以外の場合は送付先の連絡先)を記入。

○世帯主(申請・受給者)

フリガナ	現住所	保険証番号
氏名	大阪府豊能郡能勢町〇〇〇	△△△△△△
ノセ タロウ		
能勢 太郎	電話番号 ×××(×××)××××	

○住所・日中連絡の取れる電話番号をご記入ください

○給付対象者

	氏名	生年月日
1	能勢 太郎	昭和〇〇年〇月〇日
2	能勢 花子	昭和〇〇年〇月〇日
3		
4		
5		
6		
7		
8		
合計金額		20,000円

訂正が無ければ記入不要

※氏名・生年月日の誤りや、基準日以降の資格異動により給付対象者に変更がある場合は朱書きにて訂正ください。

○受取方法

希望する受取方法にチェック

ゆうちょ銀行・農協も指定可能

希望される受け取り方法にチェックを付けてください。

口座振込

※通帳番号の記載誤りがないか再度ご確認ください。通帳番号の記載誤りがあると、給付が遅れることがあります。

支店名	分類	口座番号 (右詰めでお書きください。)						(フリガナ) 口座名義
		*	*	*	*	*	*	ノセ タロウ
〇〇銀行	普通当座	*	*	*	*	*	*	能勢 太郎
支店コード	* * *							

◆口座名義人が世帯主以外の場合は、委任状欄に記入してください。

委任状	
私は、新型コロナウイルス感染症予防対策等支援金の受領を上記口座名義人欄記載の者に委任します。	
令和	年 月 日
住所	_____
氏名	_____

世帯主以外の口座へ振り込む場合、世帯主の住所・氏名を記入

現金受け取り

新型コロナウイルス感染症予防対策等支援金を現金により受領しました。

令和 年 月 日

氏名 _____

現金支給を希望の場合、窓口にて記入

新型コロナウイルス感染症予防対策等支援金(健康増進支援金)よくある質問

Q.新型コロナウイルス感染症予防対策等支援金(健康増進支援金)とは何ですか？

A.新型コロナウイルス感染症により、直接的・間接的に被保険者の皆様に影響が生じていることを鑑み、基金を活用して給付を行うことでその影響を和らげることを目的としたものです。

Q.給付の対象となる基準日と対象者はどうなっていますか？

A.令和3年6月1日時点で国民健康保険に加入している方です。6月1日時点で75歳以上の方は後期高齢者医療保険に加入していますので対象外です。

Q.対象者ではないが申請書が送られてきましたが？

A.世帯主が国民健康保険に加入していない場合でも、世帯員が国民健康保険に加入していれば、申請書を世帯主あてに送付しております。

Q.現在被保険者ではありませんが支援金の対象となりますか？

A.基準日において被保険者であった場合、現在国民健康保険の被保険者でない方でも対象となります。

Q.町税や国民健康保険税を滞納していても申請は可能ですか？

A.国民健康保険税に限らず、町税その他の滞納の有無は問いません。

Q.世帯主以外の口座へ支援金を振り込むことは可能ですか？

A.可能です。申請書下部の委任状欄に必要事項を記入して下さい。

○銀行口座を保有していないが支援金を受け取ることは出来ますか？

A.事前に現金を用意する必要がありますので、まずはご連絡ください。窓口にて現金をお渡ししますので、申請書と印鑑をご用意の上ご来庁ください。

Q.支援金が振り込まれましたが、あとから対象者でないことがわかった場合はどのようにすればいいですか？

A.窓口にて返還を受け付けておりますので申し出て下さい。